

いつかためになる

法律知識

Vol.1 消滅時効とは？

浪江町の皆さん、はじめまして。平成25年8月1日から役場二本松事務所で勤務しています井上航です。浪江町に来る前は、長崎県の五島列島にある法テラス五島法律事務所で弁護士をしていましたが、志願して浪江町役場にやってきました。

皆さんが原発事故前と同じような生活、人間として当たり前の生活をおくれるように役場から支援していきたいと思います。よろしくをお願いします。

さて、このコーナーですが、原発賠償に関して知っておきたい大事なポイントの解説と、日々の生活で問題が起きた際に迷わず対応するための予備知識をお伝えしていきます。

初回は消滅時効を取り上げます。皆さんも新聞報道などでご存じかもしれませんが、大事なことなのでもう一度確認してください。



弁護士 井上 航

産業・賠償対策課 主幹
(所属：第二東京弁護士会)

Q 原発賠償の消滅時効って何ですか？
どうすればいいですか？

A 先月の広報「お知らせ版」に消滅時効の撤廃を求める署名用紙が同封されていたと思います。消滅時効とはなんでしょうか。

簡単に言えば、「権利があっても放っておくと一定期間経過後に権利が消滅して請求ができなくなる(ことがある)制度」です。

例えば交通事故の場合、最短では事故の日から3年が経過すると、消滅時効が完成することになります。消滅時効の進行をストップするためには、和解の書類を取り交わすとか、裁判所に訴えるといった手続を取る必要があります。請求書の送付や電話での催促だけではうっかり消滅時効が完成することもあります。

原発事故の場合でも消滅時効は関係してきます。交通事故と同様だとすると、原発事故の日から3年間で消滅時効が完成する可能性があります。

消滅時効が完成すると、東電が「消滅時効を援用します」と言えば、請求できなくなるようになります。東電は、消滅時効

が完成しても「誠実に協議を行わせていただく」と言っていないが・・・

消滅時効制度の理由はいくつかあります。例えば、3年経過後に突然訴えられた者の証拠収集が困難であり適切な反論ができなくなるとか、3年間も請求をしないで放置した被害者を保護する必要が無い、というものです。今回の原発事故でもその理由が当てはまるかは疑問があるところでは。

さて、平成26年3月で、原発事故から3年になります。

まだ東電に請求していない方は、消滅時効が完成する前に弁護士などの専門機関へ相談に行き、東電に請求をしましょう。

既に賠償を受けている方も注意が必要です。賠償を受けていても、請求漏れがあるとそこだけ消滅時効が完成することもあり得ます。漏れが無いか見直しをしましょう。直接請求では無理でもADRなら請求できるものもあるかもしれません。消滅時効が完成する前に、疑問があれば相談に行きましょう。

3年が経過した後でもすぐに諦めないでください。事情や請求の内容によっては請求できるかもしれません。ぜひ相談に行ってみてください。

*今回は「弁護士とADRの上手な使い方」について解説する予定です。

相談はこちらまで

■福島県弁護士会

TEL 024 (534) 2334

*福島市・郡山市・白河市・会津若松市・いわき市・相馬市に支部があります。

■震災法テラスダイヤル

☎ 0120 (078309)

*福島市・二本松市・双葉郡広野町に相談できる事務所があります。県外の法テラスも紹介してもらえます。

問 産業賠償対策課賠償支援係

TEL 0243 (62) 0167